

(趣旨)

第1条 この協定は、栃木県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、栃木県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定書において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第1号に規定するところのものをいう。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあつせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が、負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては、栃木県土木部住宅課、乙においては、社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設において、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提出)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(摘要)

第11条 この協定は、平成8年11月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成8年10月24日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県知事

乙 東京都千代田区霞が関3丁目2番6号
社団法人 プレハブ建築協会 会長

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、栃木県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、栃木県（以下「甲」という。）が一般社団法人全国木造建設事業協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定するものをいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前項の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては栃木県県土整備部住宅課、乙においては一般社団法人全国木造建設事業協会建設統括本部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、担当者及び会員に異動があった場合は、その都度甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第 11 条 この協定は、令和 6 (2024)年 2 月 29 日から適用する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 6 (2024)年 2 月 29 日

甲 栃木県宇都宮市埜田 1 丁目 1 番 20 号
栃木県

知 事 福 田 富 一

乙 東京都中央区八丁堀 3 丁目 4 番 10 号
京橋北見ビル東館 6 階
一般社団法人全国木造建設事業協会

理事長 大 野 年 司

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、栃木県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、栃木県（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定するものをいう。

(要請の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請にあたっては、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前項の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合は当該市町村長。次条においても同じ。）の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては栃木県県土整備部住宅課、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部とする。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、担当者及び会員に異動があった場合は、その都度甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第 11 条 この協定は、令和 7 (2025)年 2 月 28 日から適用する。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 7 (2025)年 2 月 28 日

甲 栃木県宇都宮市埜田 1 丁目 1 番 20 号
栃木県

知 事 福 田 富 一

乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条 10 丁目 2-15
一般社団法人日本ムービングハウス協会

代表理事 佐々木 信 博

3-21-2 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定

栃木県(以下「甲」という。)及び〔公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会
公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部〕(以下「乙」という。)は、
災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供等に関して、次の事項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、栃木県及び近都県等において災害が発生した場合において、甲が被災者に対し、民間賃貸住宅を借上げて応急的な住宅(以下「応急借上げ住宅」という。)として、提供するとともに、民間賃貸住宅の情報提供を行うため、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力事項)

第2条 乙は、甲から要請を受けた場合、速やかに次の事項について協力するものとする。

- (1) 応急借上げ住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供
- (2) (1) 以外の住宅支援のための、民間賃貸住宅の情報提供

(緊急時の扱い)

第3条 乙は、前条の規定による協力要請を受ける前であっても、災害規模その他の事情に照らし緊急を要すると認められる場合には、甲と市町の長が別途協議して定めることにより、市町の長から同条第2号の事項について協力の要請を受けることができる。この場合において、乙は速やかにその旨を甲に通知するものとする。

(甲の役割)

第4条 甲は、応急借上げ住宅の提供及び民間賃貸住宅の情報提供に関する下記の事務を行う。

	①応急借上げ住宅の提供	②民間賃貸住宅の情報提供
甲の役割	<ul style="list-style-type: none">・民間賃貸住宅の募集に関すること・住宅の借上げに関すること。・入居許可及び退去に関すること。・賃料等の支払いに関すること。・関係者との調整に関すること。	<ul style="list-style-type: none">・民間賃貸住宅の情報提供に関すること。

2 甲は、前項に掲げる業務の一部を乙に委託することができる。

(乙の役割)

第5条 乙は、第2条に基づき甲に協力するため、下記の事務を行う。

	①応急借上げ住宅の提供	②民間賃貸住宅の情報提供
乙の役割	<ul style="list-style-type: none">・制度の事前周知・民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃貸人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること。・提供可能物件リスト作成に関すること。・提供可能物件の情報提供に関すること。・関係者との調整に関すること。・甲から委託を受けた業務に関すること。	<ul style="list-style-type: none">・制度の事前周知・民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃貸人に対する提供依頼及び意向確認に関すること。・提供可能物件リスト作成に関すること。・提供可能物件の情報提供に関すること。・関係者との調整に関すること。・市町別の担当者(業者)の名簿作成に関すること。

(協議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上別途定めるものとする。

(雑則)

第7条 この協定は平成28年9月6日から適用することとし、平成20年7月1日付けで締結した、「災害時における民間賃貸住宅の情報提供に関する協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年9月6日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県
知事

乙 { 栃木県宇都宮市西一の沢町6番27号
公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会
会長
栃木県宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル7階
公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
本部長 }